

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 8 月 28 日

徳島県人事委員会委員長 石 本 寛 子

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（規則 4—10）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式、第 3 号様式、第 4 号様式、第 6 号様式及び第 7 号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。